

令和2年度答申第26号
令和2年7月29日

諮問番号 令和2年度諮問第23号、第24号（令和2年7月15日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る修理費用支給の不承認決定に関する件（令和2年度諮問第23号）、社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る購入費用支給の不承認決定に関する件（令和2年度諮問第24号）

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いづれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る修理費用支給申請（以下「本件修理費用申請」という。）及び購入費用支給申請（以下「本件購入費用申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が本件修理費用申請を不承認とする決定（以下「本件修理費用不承認決定」という。）及び本件購入費用申請を不承認とする決定（以下「本件購入費用不承認決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれらの決定（以下「本件各不承認決定」という。）を不服として各審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。
- (2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、本件各不承認決定時、同基準を定める厚生労働省令はない。なお、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、同項1号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給等を行うものとする旨の規定（労災保険規則24条）、義肢、装具、車椅子その他の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものの購入又は修理に要した費用は、障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対して、義肢等補装具費として支給するものとする旨の規定（労災保険規則25条1項）、義肢等補装具費の支給に関しその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（同条3項）等が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成26年7月17日、業務上の災害により傷害を負った。

（労働基準行政システム検索画面）

- (2) 審査請求人は、上記（1）の傷害につき治療を受け、平成28年7月31日に治癒（症状固定）したが、療養中である平成27年3月13日、治療のため「左短下肢装具F-1 硬性」（以下「本件装具」という。）を装着した。本件装具の作成費用については、療養補償給付として支給を受けている。（労働者災害補償保険診断書（平成28年8月31日付け）、意見及び装具装着証明書、療養補償給付たる療養の費用請求書、療養（補償）給付たる療養の費用支給決定決議書）

(3) 審査請求人は、平成28年11月4日、B労働基準監督署長（以下「本件監督署長」という。）に対し、障害補償給付の支給を請求したところ、本件監督署長は、平成29年1月20日、審査請求人に残存する障害は、労災保険規則別表第1の障害等級表に照らして障害等級第5級の1の2（神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの）に該当するとして、支給を決定した。

（障害補償給付支給請求書、障害実地調査復命書）

(4) 審査請求人は、令和元年5月24日、処分庁に対し、本件装具について本件修理費用申請をするとともに、電動車椅子について本件購入費用申請をした。

（義肢等補装具修理費用支給申請書、義肢等補装具購入費用支給申請書）

(5) 処分庁は、令和元年7月5日、上記(4)の各申請に対し、本件各不承認決定をした。

（義肢等補装具修理費用支給不承認決定通知書、義肢等補装具購入費用支給不承認決定通知書）

(6) 審査請求人は、令和元年7月17日、審査庁に対し、本件各不承認決定を不服として、本件各審査請求をした。

（各審査請求書）

(7) 審査庁は、令和2年7月15日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、各諮問をした。

（各諮問書、各諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件修理費用不承認決定について

本件装具は労災保険が適用される治療において作成されたものであり、審査請求人は業務上の災害によりせき髄損傷（中心性）を発症し労災保険が適用されたのであるから、医学的に整合している。

社会復帰促進等事業において、労災保険が適用される治療で作成された本件装具の修理費用が賄われないのは、理解できない。

（審査請求書（本件修理費用不承認決定に係るもの）、反論書）

(2) 本件購入費用不承認決定について

審査請求人は業務上の災害によりせき髄損傷（中心性）を発症し労災保険が適用され、高度の四肢麻痺等に該当すると思われるから、医学的に整合している。

(審査請求書(本件購入費用不承認決定に係るもの))

第2 審査庁の各諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 義肢等補装具費支給の運用について

労災保険法29条1項に規定する社会復帰促進等事業の一つである義肢等補装具の購入又は修理に要した費用は、業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることに鑑み、これらの者の社会復帰の促進を図るために支給するものである。

上記費用の支給についての運用は、義肢等補装具費支給要綱(平成18年6月1日付け基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通知「義肢等補装具の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。)で定められている。

2 本件修理費用不承認決定について

支給要綱において、義肢等補装具の修理費用は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された義肢等補装具が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に支給するものとされている。

本件においては、審査請求人に対し、平成26年7月17日の業務災害に関し、治療用装具として、本件装具に係る費用が平成27年7月29日付けで支給されているが、社会復帰促進等事業として義肢等補装具の購入又は修理に要した費用が支給された履歴はないことから、本件装具は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された義肢等補装具には該当しないものである。

したがって、本件装具に係る修理費用は支給要綱における支給要件を満たさないから、本件修理費用不承認決定は妥当であり、これに係る審査請求は棄却されるべきである。

3 本件購入費用不承認決定について

支給要綱の別表1において、電動車椅子の購入費用の支給対象者が定められている。

このうち、「片下肢の用を全廃又は片下肢を亡失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であつて、他方の下肢及び上肢の障害により、義足及び下肢装具の使用が不可能であつて、車椅子の使用が著しく困難であると認められるもの」については、障害補償給付に係る調査の際の医師の意見書によれば、補装具なしでも100メートル未満であ

れば歩行可能と判断できるため、審査請求人は、これに該当しないと判断される。

また、「両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車椅子の使用が著しく困難であると認められるもの」については、支給要綱の別表1の備考において、電動車椅子の支給対象者は、高度の四肢麻痺等の障害のある者が想定されているところ、審査請求人の麻痺の状態は、右下肢及び左下肢は軽微、右上肢及び左上肢は軽度とされていることから、審査請求人は、これにも該当しないと判断される。

さらに、審査請求人は、支給要綱の別表1における上記以外のいずれの支給対象者にも該当しない。

したがって、審査請求人は支給要綱における電動車椅子の購入費用の支給要件を満たさないから、本件購入費用不承認決定は妥当であり、これに係る審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の各審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件各不承認決定の適法性及び妥当性について

(1) 労働者災害補償保険制度における社会復帰促進等事業の役割について

労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）は、業務災害等による負傷等につき、治療等の療養が必要となったときは療養補償給付を行い、負傷等が治癒（症状固定）したときに障害が残った場合はその障害等級に応じて障害補償給付を行うこととしている。

労災保険法29条1項柱書及び同項1号は、政府が、労災保険の適用事業に係る労働者等について、社会復帰促進等事業として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは、労災保険の適用事業に係る労働者等について、その社会復帰を促進するためのものとされており、労災保険制度による保険給付を補完するものと解される。

(2) 支給要綱について

被災労働者に対する義肢等補装具の購入等に要した費用の支給は、上記

社会復帰促進等事業の一つとして行われ、支給要綱に定める基準によって行われている。

支給要綱は、購入費用を支給できる種目として23の種目を掲げた上で、その支給基準を規定しており、対象者及び範囲については別表1、型式及び価格等については別表2がそれぞれ支給基準として定められている。

また、支給要綱は、修理費用を支給できる種目として16の種目を掲げ、修理の要件として、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された義肢等補装具が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に修理費用を支給する旨規定している。

これらの基準に特段不合理な点はない。

(3) 審査請求人が支給申請した下肢装具の修理費用について

審査請求人が修理費用の支給を申請した下肢装具は、症状固定前である平成27年3月13日に治療のため装着した「左短下肢装具F-1硬性」(本件装具)である。

したがって、本件装具は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された義肢等補装具ではなく、その修理費用については、支給要綱の支給要件を満たさない。

審査請求人は、業務災害による受傷の治療で本件装具が作られたのであるから修理費用が支給されるはずである旨主張するのであるが、社会復帰促進等事業として行われる義肢等補装具の購入費用及び修理費用の支給は、労災保険制度による保険給付を補完するものとして、被災労働者の社会復帰を促進する目的で行われるものであり、その観点から支給基準が定められているものである。支給要綱は、購入費用の支給基準を満たしているか調査した上で費用を支給された義肢等補装具について、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に修理費用を支給することとしているのであって、かかる定めは不合理ではない。

したがって、審査請求人が支給申請した修理費用については支給要件を満たさないとした審査庁の判断は、妥当である。

審査請求人に対しては、社会復帰促進等事業としての義肢等補装具購入費用及び修理費用の支給の趣旨について理解を求めた上で、審査請求人の下肢装具については、社会復帰促進等事業としての義肢等補装具購入費用の支給の申請をすることができることを分かりやすく説明することが望まれる。

(4) 審査請求人が支給申請した電動車椅子の購入費用について

支給要綱では、電動車椅子の購入費用の支給対象者を別表1で定めているが、高度の四肢麻ひ等の障害のため車椅子の使用が著しく困難な者が対象者とされており、車椅子の購入費用の支給対象者は両下肢の障害により義足又は下肢装具を使用しても歩行が不可能な者とされているから、補装具等の装着等によって歩行が可能である者は、特段の事情がない限り、電動車椅子の購入費用の支給対象者ともしない趣旨と解される。

厚生労働事務官による審査請求人の障害の状態についての調査結果によれば、審査請求人の四肢の麻ひの程度は、両上肢は軽度の麻ひ、両下肢は麻ひは軽微とされ（主治医作成の平成28年11月30日付け意見書）、障害の状態については、「杖なく歩行可能であるが足が突っかかりやすい。」、「階段は手摺りを使って一歩ずつ昇降することができる。」等とされている（厚生労働事務官による確認結果）。なお、医師作成の同年2月8日付け身体障害者診断書・意見書においては、歩行能力について、補装具なしで100メートル以上歩行不能とされ、総合所見として、補装具なしには一度に数十メートルしか歩けず「歩行の困難なもの」に相当するとの記載がある。

したがって、審査請求人は正常な歩行能力はないものの歩行は可能であつて、電動車椅子の購入費用の支給対象者に当たらないとした審査庁の判断は、妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件各不承認決定が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史